

花園大学任期付教員に関する規程

平成 18 年 12 月 7 日
制定

改正 平成 25 年 4 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日
平成 30 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、花園大学（以下「本学」という。）において任期を定めて任用する教員（以下「任期付教員」という。）の任用について定めることを目的とする。

(任用組織等)

第 2 条 法第 4 条第 1 項により任期付教員を任用できる組織、職名及び任期に関する事項は、別表第 1 のとおりとする。

(労働契約)

第 3 条 任期付教員を任用する場合は、任期を定めた労働契約を交わすものとする。

(任期の満了)

第 4 条 当該労働契約は、任期期間の満了をもって終了するものとする。

2 任期付教員が任期期間中に満 65 歳に達する場合は、当該年度の年度末をもって任期期間が終了するものとする。

3 任期満了後の再任はしない。ただし、学長が大学の運営上等で特に必要と認める場合は、教員人事委員会の意見を聴き、理事会の承認を経て再任することができる。その場合においても、当初の採用の日から 2 以上の通算した期間の定めのある雇用契約が 10 年（平成 25 年 4 月以降を積算）を超えることはできない。

第 5 条 (削除)

(改廃)

第 6 条 本規程の改廃は、学長が評議会の意見を聴き、理事会の承認を経てこれを行う。

2 本規程を改廃した場合は、法第 5 条第 4 項の規定に基づき、本学広報誌、ホームページ等に公表するものとする。

附 則

1 本規程は、2006（平成 18）年 12 月 7 日から施行する。

(施行期日)

1 本規程は、2013（平成 25）年 4 月 1 日から施行する。

1 本規程は、2013（平成 25）年 4 月 1 日以降に任用される者について適用する。

(経過措置)

1 2013（平成 25）年 3 月 31 日以前において、花園大学任期付教員に関する規程（2006（平成 18）年 12 月 7 日施行）により任用されていた教員の任期で、その任期が 2013（平

成 25) 年 3 月 31 日をもって満了する者については、2006 (平成 18) 年 12 月 7 日施行の規程 4 条に基づき、1 回に限り再任する場合がある。なお、その任期は 5 年とし、その後の再任はしない。再任についての審議は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 学外または学内公募、当該任期付教員からの申請書 (次の任期に向けた取組計画等)
- (2) 資格、学位又はこれと同等の知識・経験
- (3) 任期期間中の業績
 - ア 教育活動に関する事項
 - イ 研究活動に関する事項
 - ウ 社会・地域貢献等の活動に関する事項
 - エ 本学の管理運営等の業務に関する事項
- (4) 任期期間中の教員評価制度に基づく結果についての学長の意見
- (5) 当該任期付教員が関係している組織の長の意見
- (6) その他学長の指定する事項
- (7) 大学の体制の変更状況 (学部・学科、担当科目の変動など)

1 2013 (平成 25) 年 3 月 31 日以前において、花園大学任期付教員に関する規程 (2006 (平成 18) 年 12 月 7 日施行) により任用されていた教員の任期で、その任期満了が 2013 (平成 25) 年 4 月 1 日以降に及ぶ者については、2006 (平成 18) 年 12 月 7 日施行の規程 4 条に基づき、1 回に限り再任する場合がある。なお、その任期は 5 年とし、その後の再任はしない。

再任についての審議は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 学外または学内公募、当該任期付教員からの申請書 (次の任期に向けた取組計画等)
- (2) 資格、学位又はこれと同等の知識・経験
- (3) 任期期間中の業績
 - ア 教育活動に関する事項
 - イ 研究活動に関する事項
 - ウ 社会・地域貢献等の活動に関する事項
 - エ 本学の管理運営等の業務に関する事項
- (4) 任期期間中の教員評価制度に基づく結果についての学長の意見
- (5) 当該任期付教員が関係している組織の長の意見
- (6) その他学長の指定する事項
- (7) 大学の体制の変更状況 (学部・学科、担当科目の変動など)

1 本規程は、2015 (平成 27) 年 4 月 1 日から施行する。

1 本規程は、2018 (平成 30) 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 4 条第 2 項の定めに関わらず、2018 (平成 30) 年 4 月 1 日以前に在職または雇用契約をした任期付嘱託教員の定年は満 70 歳に達した年度末とする。

別表第1（法第4条第1項関係）

教育・研究組織名	対象となる職名	任期	法の適用
全学部（全学科が対象）	教授・准教授・講師 嘱託教授・嘱託准教授・嘱託講師	4年以内	法第4条第1項第1号
全学部（全学科が対象）	教授・准教授・講師 嘱託教授・嘱託准教授・嘱託講師	5年以内	法第4条第1項第3号
社会福祉学部（全学科が対象）	実習指導嘱託講師	3年以内 2年を限度として更新有	法第4条第1項第1号
全学部（全学科が対象）	助教・嘱託助教	4年以内	法第4条第1項第2号